

| 番号 | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|----|--------------|---|--|
| 1 | 条例全般 | 常識や公衆マナーが身に付いていれば、こんな条例を制定する必要はないのに嘆かわしい。とはいえ看過できない現状であるので、条例の制定には賛成。 | 本条例(案)のとおり、教育啓発及び罰則規定を設けることによりごみの散乱防止を目指します。 |
| 2 | 条例全般 | ポイ捨てに特化した条例と見受けられるが、ポイ捨て以上の悪質な不法投棄に対しても条例化する方向で検討していただきたい。 | 悪質な不法投棄については、従来通り廃棄物処理法での取締りを考えています。 |
| 3 | 目的 | 「……現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の構築に寄与することを目的とします。」に「……現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の構築と美しい郷土の保全に寄与することを目的とします。」と追加してはどうでしょうか。 | 目的の中の「広域的な環境の保全」に「郷土の保全」の趣旨も含まれると考えています。 |
| 4 | 目的 | それぞれの責務を明らかにするだけでなく、それぞれが一体となったごみの散乱の防止に関する施策を推進するために必要な事項を定めるとすべき。 | それぞれの責務を果たすことにより、一体となつてごみの散乱防止の取組につながると考えています。 |
| 5 | 用語の定義 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号、以下「法」という。)第2条において「ごみ」は廃棄物と定義されている。和歌山県のごみの散乱防止に関する条例に基づく定義と混乱を招く恐れがあるので、分かりやすく整理されたい。 | 本条例(案)ではいわゆるポイ捨てを対象としているため、廃棄物処理法で規定される廃棄物からポイ捨てが想定されるものを「ごみ」として列挙しています。これを別の用語で定義するよりも、一般的になじみのある「ごみ」とした方が理解が容易と考えています。 |
| 6 | 用語の定義 | 「ゴミ」の内容について、不法投棄等もありますので、家電など幅広く対象となるものがあると思います。 | 本条例(案)では、条例で定義した「ごみ」をみだりに捨てた場合をポイ捨てと判断し、回収命令を行います。家電製品等、それ以外のものをみだりに捨てた場合は、廃棄物処理法での取締りを考えています。 |
| 7 | 用語の定義 | 不法投棄とポイ捨ての違いをどのように明確にするのか。 | なお、本条例(案)のポイ捨て禁止は、県全体を対象としています。 |
| 8 | 用語の定義 | 本条例における「ごみ」とは、「どういった場所で、どういった状況になったもの」のことを指すのかを明確にするべきと考える。 | |
| 9 | 用語の定義 | 残飯等の生ごみの散乱も確認されていることから、ペットボトル、空き缶...と続く説明の中で、生ごみの検討を求めるとともに、「ごみ」は多種多様であるため、ペットボトル、空き缶... 廃プラスチック類等を指すとしてはどうか。 | 本条例(案)では、主に自然分解が困難であり、容易に捨てられるものを対象としており、限定した表現としています。 |
| 10 | 事業者の責務、県民の責務 | 事業者・県民の責務のそれぞれの文の末尾「……ことを求めます。」は不要ではないでしょうか。 | 条文の参考とさせていただきます。 |
| 11 | 事業者の責務、県民の責務 | 「県又は(及び)市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力を求めます。」を「県又は市町村が実施するごみの散乱防止に関する施策と立入検査等に協力をする。」ではどうでしょうか。 | |

| 番号 | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|----|-----------|--|--|
| 12 | 県の責務 | 町では、人員、予算に限りありますので、県でも直接対応して頂きたい。 | 取締りは、県が環境監視員を配置し、直接行うものです。それ以外の取組については、役割分担しながら一体となって進めたいと考えています。 |
| 13 | 県の責務 | 「その他の支援」に、ポイ捨てによる罰則規定等を記載した警告看板を市町村に配布することを含めてもらいたい。 | 今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 14 | 責務 | 土地占有者等の責務についても明らかにし、「その占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱の防止に努めることを求める」とともに、「県又は市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力を求める」べきと考える。 | 本条例(案)では、ポイ捨て防止を主たる目的としており、土地占有者等の責務まで求めるものではないと考えています。 なお、今後の施策で土地占有者に対する取組を検討してまいります。 |
| 15 | 県の責務 | 県の責務については、ごみの散乱の防止に関する施策を実施するにあたり、市町村との連携を図ることを求める。また、事業者や県民、市町村等の関係者に協力要請を行う旨の記載の検討を求める。 | 市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることとされており、市町村と連携しつつ取り組んでまいります。 |
| 16 | 事業者の責務 | 「その事業活動を行うに当たっては、ごみの散乱の防止に努めることを求める」に、「従業員に対する教育及び啓発に努めることを求める」を加えるべき。 | 「ごみの散乱防止に努める」に従業員教育も含まれるものと考えています。 |
| 17 | 県民の責務 | 県民の責務については、県民のみならず、滞在者や旅行者に対しても適用されるべきと考えることから、県民等の責務としてはどうか。 | 本条例(案)では、県民に施策への協力を求めますが、一時的に県内に滞在する者は対象外としています。 なお、禁止及び罰則規定は滞在者及び旅行者にも適用されます。 |
| 18 | 教育啓発活動の実施 | 私たちの団体では、周辺地域の児童生徒が年数回ボランティアでゴミ集めを実施します。一気にみんなで実施するため、綺麗になり、達成感もあります。小さい頃から、ボランティアになじませていく教育も必要かと思えます。 | 御意見を参考に更に教育啓発活動に取り組み、情報提供その他の支援を充実させてまいります。 |
| 19 | 教育啓発活動の実施 | 私たちの団体では、月2回名勝地の清掃活動を実施します。その中で高齢者の生きがいづくりをしています。地域の清掃活動を通じて、仲良くなり、新たな活動の拠点になっています。 | |
| 20 | 教育啓発活動の実施 | ごみをポイ捨てするのは格好悪いこと、自己中心的で自分勝手な振る舞いだということを子どもの頃からしっかり教育し、学校ぐるみ・地域ぐるみで清掃活動への積極的な参加を促してもらいたい。 | |
| 21 | 教育啓発活動の実施 | 教育機関(特に小学校～高校)や地域で公益活動を行う団体に於いて、ゴミの散乱防止のみならず、ゴミ削減のための消費行動や生活様式、ゴミのリサイクルに加え、リユースやアップサイクルについて、座学と体験を融合した学習を行う。SDGsの教育啓発活動と融合した活動を行う。 | |

| 番号 | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|----|------------|---|---|
| 22 | 立入検査の実施 | ごみが捨てられた土地所有者の承諾を得ずに立入検査を実施することになるのか。 | 承諾を得て実施します。 |
| 23 | 立入検査の実施 | 立入検査の実施において、「必要な限度」の具体的な解説を求める。 | ポイ捨て等の行為を行った者に対して回収の命令を行うため、又はその違反行為に関する事項の確認を行うために必要最小限で立入検査を行うものです。 |
| 24 | 禁止及び罰則規定 | 条例の禁止規定は法違反にも該当するのに、条例は命令を行わないと罰則規定が適応されないのは整合性がない。また、法第16条において、何人も廃棄物をみだりに捨ててはならないとされており、その罰則は法第25条で5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金若しくはその併科となっており、法と条例の罰則規定があまりにも違いすぎる。 | 本条例(案)では、投棄によるごみの散乱を防止することが目的であるので、ポイ捨て行為に対する回収命令によってごみの回収と適切な処分が行われれば、十分効果があると考えています。そのため、直接罰ではなく、回収命令の手続きを設けています。 なお、廃棄物処理法の適用を妨げるものではないと考えています。 |
| 25 | 違反行為に対する命令 | ポイ捨ての確認は、環境監視員による監視中のみで判断するのか。監視カメラでの監視結果等は対象とならないのか。 | 監視カメラの映像から、行為内容と違反者が特定できる場合、指導等の対象となることがあります。 |
| 26 | 禁止及び罰則規定 | ポイ捨て(禁止規定違反行為)自体に罰則を科すべきと考えることから、回収を命令するだけでなく、罰則規定において、ポイ捨て(禁止規定違反行為)を確認した場合は、行為者に対して幾らかの過料を徴収してはどうか。 | ごみの投棄による散乱を防止することが目的であるので、ポイ捨て行為に対する回収命令によってごみの回収と適切な処分が行われれば、十分効果があると考えています。そのため、直接罰ではなく、回収命令の手続きを設けています。 |
| 27 | 禁止及び罰則規定 | 回収命令に従わなかった場合の過料を「5万円以下」とした根拠の説明を求めるとともに、それ以上の過料(例えば「10万円以下」とするなど)の検討も求める。 | 本条例(案)では、地方自治法で定められた過料の上限である5万円としています。 |
| 28 | 禁止及び罰則規定 | 回収命令に従わなかった場合は、「過料を徴収する」だけでなく、「その旨を公表する」ことも検討してはどうか。 | 過料の徴収がポイ捨てに対する抑止力となると考えていますので、命令違反に対しての公表は行わない予定です。 |
| 29 | 禁止及び罰則規定 | 命令及び過料の徴収等の権限者は和歌山県となるのか？また、命令及び過料の徴収等はポイ捨て以上の行為に対しても対象となるのか？ | 本条例(案)では、知事(県)が権限を有しています。なお、ポイ捨て以外の悪質な不法投棄については、従来通り廃棄物処理法での取締りを考えています。 |

| 番号 | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|----|------------|--|--|
| 30 | 禁止及び罰則規定 | 現行犯以外のポイ捨て(ポイ捨て物から名前が出てきた)等も指導の対象となるのか。 | 行為内容と違反者が特定できる場合、指導等の対象となることがあります。 |
| 31 | 環境監視員の配置 | 監視、回収命令、啓発活動を充実させるには、多数の監視員が必要になるのではないか。 | 全ての各県立保健所(支所)及び本庁廃棄物指導室に配置し、県全域をくまなく監視します。 |
| 32 | 環境監視員の配置 | 環境監視員は何らかの有資格者や専門家などに限定せず、地域の成人から広く募集する。 環境監視員の資質向上のため、配置時の研修と定期的(年1回程度)な研修を行う。 環境監視員の身分を明確にし、意識を向上させるため、委員証などに加え腕章やバッジを作成して着用する。 環境監視員の活動に必要な費用(研修・保険・身分証明・交通費など)は行政が負担する。 | 環境監視員については、取締りと徴収を行うため、職員を配置する必要があると考えています。住民の方には、できる範囲でポイ捨て発見時の通報を担っていただく等、積極的な取組に協力をお願いしていくことを施策の展開の上で検討します。 なお、御意見を参考に、環境監視員に対しての研修と腕章の着用等を考えてまいります。 |
| 33 | その他(意見・提案) | 公共施設等へのゴミ箱の設置(地域を限定した試験的な設置を含めて)を検討していただきたい。 | 施設管理者等関係機関に伝えるとともに、今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 34 | その他(意見・提案) | 家電製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)の処分費用に係る事前徴収(リサイクル料金の販売時における製品価格への転嫁)について 山間部等に不法投棄された廃棄物については、テレビや冷蔵庫、洗濯機を含めた家電製品も少なくありません。現行の法律(家電リサイクル法)では、処分時にリサイクル券を購入して処理委託を行うこととなっておりますが、なぜ、自動車のリサイクル券のように事前徴収を実施しないのでしょうか。 環境省等への法律改正に関する要望等を含め、ご検討の程よろしく申し上げます。 | |
| 35 | その他(意見・提案) | 和歌山県の美しい海・山・河川は私たち県民の宝であり誇り・この愛すべき共有財産を取り巻く環境にごみがポイ捨てされていること、ごみは自然に消えてなくなるものではないことを理解してもらえよう啓発し、それがより実践的な取組みにつながるようにすることが大切。 | 今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 36 | その他(意見・提案) | 国道沿いのごみのポイ捨てでいつも気になる箇所がある。いつもごみが散乱し、回収されていないので場所なので、週1回程度、市町・国道管理事務所等に清掃依頼して、きれいにしてもらいたい。 | 関係機関に伝えるとともに、本県が行う今後の清掃イベントや監視活動等の参考とさせていただきます。 |
| 37 | その他(意見・提案) | 海岸線沿いの国道駐車スペース付近、高速のインター付近でのポイ捨てが多い。 | |

| 番号 | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|----|------------|---|--|
| 38 | その他(意見・提案) | 海岸漂着物は、レジ袋・空き缶・プラスチック・発泡スチロール・漁網・テグス等、多種多様な漂着物が転がっていますので、なんとかならないかと思っています。 | 県では、海岸管理者による海岸漂着物の回収・処理事業の実施や発生抑制対策としての清掃イベントの実施、イベントを通じてごみを出さないようにする啓発活動等を行っており、今後も継続してまいります。 |
| 39 | その他(意見・提案) | ゴミ箱の設置やゴミの回収費等に関しても、全て税金で賄うのではなく、量販店やコンビニをメインに各企業からの協力金を募り(賛助会員等:ゴミ箱にスポンサー企業の社名等を表示)、その原資等をもとに、地元区やシルバー人材センターに施設の維持管理等を含めた業務委託を実施すれば良いのではないかと考えます。 | 今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 40 | その他(意見・提案) | ゴミが多く漂着する海岸で、ゴミの収集を行うと共に「シーグラス」を材料として収集して、アクセサリーやランプシェードなど商品価値のある作品を作成し、フリーマーケットやネットなどで『ゴミの散乱防止啓や環境保護、SDGsなどの啓発活動も行いながら』販売する。 収益金は教育啓発活動の財源にしたり、環境保護やSDGsを推進する団体などに寄付したりする。 教育啓発活動によって活動の財源を生み出し、持続可能な教育活動として行う。 教育機関で行う教育啓発活動の費用は可能な範囲で行政が補助する。 | |